

平成29年度

我が国循環産業の戦略的国際展開による
海外でのCO2削減支援事業
(補助事業)

本事業は、アジア諸国等において実施する、ごみ発電、有機廃棄物のメタン発酵、廃棄物の燃料化等のエネルギー起源CO2削減に資する廃棄物処理・リサイクル事業に対する支援を行うものです。

公募要領

平成29年2月

環境省

廃棄物・リサイクル対策部

平成29年度我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金) 公募について

※ 本公募は、平成29年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

環境省では、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業の公募を行います。

本事業の概要、対象事業、実施方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき必要な手続等を行っていただくこととなります。

平成29年度の交付要綱は、環境省ホームページに掲載されています。その他、公募要領で不明な点等がありましたら、下記担当まで連絡ください。

<担当者>

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当:国際循環政策係

電話:03-5521-8336(直通)

目 次

1. 事業の概要.....	1
(1) 目的	
(2) 用語の定義	
(3) 対象事業の要件	
(4) 補助事業者の条件	
(5) 補助対象経費	
(6) 補助金の交付額	
(7) 事業期間	
2. 公募申請.....	6
(1) 公募予算額	
(2) 公募期間	
(3) 応募書類	
(4) 提出部数	
(5) 提出方法	
(6) 提出先	
(7) 虚偽の応募に対する措置	
(8) 応募説明回	
(9) 応募に関する質問の受付及び回答	
3. 補助対象事業の選定.....	8
(1) 補助事業者の選定方法	
(2) 審査方法	
(3) 審査項目	
(4) 審査結果の通知	
4. 補助金の交付.....	8
(1) 交付申請	
(2) 交付決定	
(3) 事業の開始	
5. 実績報告・補助金の支払い.....	9
(1) 補助金の経理	
(2) 状況報告	
(3) 二酸化炭素削減量の把握	
(4) 実績報告及び書類審査	
(5) 補助金の支払い	
(6) 取得財産の管理	
(7) 会計検査院による実地検査	
(8) その他	

(参考) 補助事業における利益等排除について

1. 事業の概要

(1) 目的

経済成長や人口増加に伴って、世界規模で廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化していることから、適正な廃棄物処理が世界的な課題となっています。この傾向は、経済成長が著しいアジアをはじめとした途上国で特に顕著であり、廃棄物の急増・多様化に加え、廃棄物処理体制も未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されています。

一方、我が国は、これまで廃棄物処理やリサイクルに係る社会的要請に応じるため、廃棄物処理・リサイクルに関する技術を向上させてきました。その結果、我が国の廃棄物処理・リサイクル関連産業は環境保全及び資源循環において先進的な技術を有しています。

エネルギー起源CO₂の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。

(2) 用語の定義

「循環産業」：廃棄物等の収集・運搬、中間処理、最終処分に関する廃棄物処理・リサイクルに係る産業をいう。

(3) 対象事業の要件

① 対象となる事業

次のア又はイに該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。ただし、JCMの活用が見込まれないものは対象としません。

ア 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業(※)（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

イ 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

② 採択優先国

事業実施対象国の制限は設けませんが、次のア又はイに該当する事業については、優先的に採択します。

ア 二国間協力と連携して実施する事業
（二国間協力等の対象国の例）

・廃棄物分野での二国間協力実施国：ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、クウェート、ロシア

・JCMの二国間文書に署名済みの国

・二国間の環境協力覚書の締結国：ベトナム、インドネシア、モンゴル、イラン、シンガポール

イ 相手国自治体と協力関係にある我が国自治体を共同実施者に含み、当該協力と連携して実施する事業

(4) 対象事業者（補助事業者）の条件

対象事業者は、以下の①～③の条件をすべて満たす者とします。

① 次のイ) 又はロ) に該当する民間法人であること。

イ) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人

ロ) 上記①イ) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人

② 次のイ) 又はロ) に該当すること。

イ) 対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすこととなる事業者（共同実施の場合(※)は、事業実施者及び共同事業者を指すものとする）

ロ) 上記②イ) の者を含む地方自治体やその他の共同事業者から成るコンソーシアム

③ 次のイ) からハ) のいずれかに該当すること。

- イ) 平成 28・29・30 年度の環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者
- ロ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者
- ハ) 自治体における一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を取得している者

(※) 2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、その代表者を交付の対象とし、この場合、代表者を「事業実施者」、それ以外の事業者を「共同事業者」と称すものとします。

(5) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

- ① 人件費（別表 1）
- ② 業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、試料分析費、補助員人件費、外注費、委託費）（別表 1）

なお、次の経費については補助対象外とします。

- ・ Web サイトの開設、通信回線の付設など補助事業者の事業基盤を整備するための経費
- ・ パソコン、プリンタ、スキャナ等を含む機械・器具等の購入費用
- ・ 消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額）（消費税法第 9 条第 1 項に該当する免税事業者等はこの限りでない。）
- ・ クレジットの購入費用（手数料等含む）

(6) 補助金の交付額

交付額の総額は平成 29 年度当初予算に計上される定額（現在、平成 29 年度当初予算案に計上されている額は 2.3 億円です。）とし、交付額は事業の進捗状況や申請内容に応じて決定いたします。

また、交付額は補助対象経費の 1/2（中小企業(※)にあつては 2/3）以内とし、補助対象経費から寄付金その他の収入を差し引いた額が補助対象経費の 1/2（中小企業にあつては 2/3）より小さい場合はその額とします。

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）が規定する「中小企業者」を指します。

(7) 事業期間

交付決定日から事業完了日又は平成 30 年 3 月 30 日（金）までとします。

2. 公募申請

(1) 公募予算額

2.3 億円

(2) 公募期間

平成 29 年 2 月 16 日（月）～平成 29 年 3 月 13 日（月）17 時必着

※期限を過ぎて到着した申請は原則受理しません。

但し、天災などの申請者に起因しない事由に因る場合はこの限りとしません。

(3) 応募書類

応募には、以下①～⑧の書類を提出してください。なお、①～③については、必ず指定の形式をダウンロードの上、作成・提出してください。

- ① 応募申請書（応募様式①）

- ② 実施計画書（応募様式②）
- ③ 経費内訳（応募様式③）
- ④ 定款（共同事業者の場合、事業実施者の定款）
- ⑤ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内）
- ⑥ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
- ⑦ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書
（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合、申請年度の事業計画及び収支予算を提出すること。また2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対象表及び損益計算書を提出すること。）
- ⑧ 法律に基づく事業者である場合には、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

(4) 提出部数

紙媒体：両面印刷（ファイリング不要）にて、正本1部、副本10部

電子媒体：①～③の電子データ（指定の形式又はPDF形式）を保存したDVD-R1部
（DVD-Rのレーベル面には提出事業者名を必ず記載してください。）

※必要に応じて、電話又は電子メールにて、提出資料の確認や追加資料の提出依頼等をお願いするがあります。

(5) 提出方法

応募書類は、封書に入れ、宛名面に「平成29年我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業」応募書類と朱書きで明記してください。

提出は、書留等の配達記録が残る郵送又は持参とします。なお、持参される場合は、土日祝日を除く執務時間内に限ります。

なお、原則として、一度提出された応募書類の変更は受け付けません。また、お応募頂いた事業の採択・不採択に関わらず、ご応募頂いた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(6) 提出先

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター国際部

「平成29年我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業」係

(7) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(8) 応募説明会

本件に関する説明会を下記の日程にて開催します。参加を希望される方は、「貴社名」、「参加者名」（複数参加される場合は代表者の氏名と参加人数）を明記の上、下記アドレスへメールにて、平成29年2月20日（月）15時までに登録ください。当日は参加者の名刺の提出をお願い致します。

【応募説明会】

- ・日時：平成29年2月22日（水） 10:00～11:00
- ・場所：合同庁舎5号館環境省第2会議室（東京都千代田区霞が関1-2-2）
<http://www.env.go.jp/annai/map.html>

【参加申込み】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：土屋、堀添、野末

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

FAX：03-3593-8262

(9) 応募に関する質問の受付及び回答

平成 29 年 2 月 16 日（木）10 時～平成 29 年 2 月 27 日（月）12 時までの期間、本件に関する質問をメールにて受け付けます。なお、送付の際には、件名に「平成 29 年度「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO2 削減支援事業）」と記載の上、下記まで E-mail 又は FAX にて送付ください。回答は、質問締め切りから一週間以内に、環境省 Web サイトにて公表します。

【質問提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
担当：土屋、堀添、野末
E-mail：MEJOR-JUNKAN@env. go. jp
FAX：03-3593-8262

3. 補助事業の選定

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募により選定します。提出された応募書類をもとに、上記 1(3)、1(4)及び下記 3(3)の審査項目に照らして厳正に審査を行い、予算の範囲内において補助対象事業を選定し、補助金の交付を決定（内示）します。

なお、予算の範囲内において補助金の交付を行うものであるため、選定された事業であっても、事業内容の変更や補助額の減額等を行う場合があります。

(2) 審査方法

審査は、応募者より提出された書類に基づき、環境省による書面審査（一次審査）と、書面審査において一定以上の評価を受けたものについて、第三者有識者で構成する選定委員会によるヒアリング審査(※)（二次審査）にて行います。

※ヒアリング審査は、平成 29 年 3 月 27 日（月）於公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターにて予定しています。

(3) 審査項目

提出された応募書類を基に、書面審査（一次審査）及びヒアリング審査（二次審査）において、下記の項目について審査を行います。審査項目詳細は別紙（評価基準表）をご参照ください。

【審査項目】

- ・循環産業活性化への貢献
- ・3R の推進、廃棄物適正処理、その他環境負荷の低減への貢献
- ・国等による国際協力への貢献
- ・JCM の活用可能性
- ・エネルギー起源 CO2 排出量削減
- ・事業の実現可能性
- ・業務実施の体制
- ・政策的優先課題（書面審査のみ）

(4) 審査結果の通知

採択・不採択の結果については、応募者へ文書で通知するほか、採択案件については環境省 Web サイト等で公表（事業名及び団体名等）します（平成 29 年 3 月下旬を予定）。

なお、採択・不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

4. 補助金の交付

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、環境省に提出していただきます。申請手続等は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という）及び「実施要領」をご参照ください。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助事業に要する経費が、当該補助事業と同程度の規模等を有する類似の事業の標準価格等を参考として算定されていること。
- ・その他、上記1(4)に定める要件を満たしていること。

(3) 事業の開始

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについては相談ください）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は以下のとおりです。

- ・契約・発注日は、環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

5. 実績報告・補助金の支払い

(1) 補助金の経理

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 状況報告

補助事業の遂行又は支出状況について、年3回程度の報告を行っていただく予定です。また、そのほかにも環境省から報告を求められた場合には、これに応じなければなりません。

(3) 二酸化炭素削減量の把握

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握する必要があります。二酸化炭素削減量の算定に当たっては、「物流分野のCO₂排出量に関する算定方法ガイドライン」（経済産業省・国土交通省）に基づき、「CO₂削減量（省エネ量）簡易計算ツール」を用いて行ってください。算定に際して使用した根拠資料は、実績報告時に併せて提出できるよう保存しておく必要があります。

(4) 実績報告及び書類審査

当該年度の補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を環境省に提出していただきます。

環境省は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、

利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（参考「補助事業における利益等排除について」参照）。

さらに、成果の普及を図るため、補助事業及び補助事業終了後の事業の実績や成果等に関する情報の提供、発表等を求める場合があります。

(5) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(6) 取得財産の管理

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還等が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(7) 会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業に対して、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければなりません。

(8) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

< 交付申請、実績報告及び精算払請求等の提出先 >

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：国際循環政策係

電話：03-5521-8336（直通）

(参考)

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

1 費用	2 細目	3 内容
人件費		補助事業に従事する者(以下「事業従事者」という)の作業時間に対する給料その他手当をいい、補助事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料を添付すること。
業務費	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	謝金	会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいい、会議等への出席や講演等を依頼したことが分かる証拠書類を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使用目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	印刷製本費	事業を行うために直接必要な印刷、写真焼付及び図面焼増等に必要経費をいい、単価、金額が分かる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	借料及び損料	事業を行うために直接必要な会議に係る会議使用料等をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	試験分析費	事業を行うために直接必要な調査、分析等に必要経費をいい、補助事業者が直接行う場合は、材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、外注や委託等により実施する場合は、外注費又は委託料の費用をいう。
	補助員人件費	事業を行うために必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等をいい、契約書等、時間単価が分かる資料及び出勤簿やタイムカード等の出勤の事実が分かる書類を添付すること。
	外注費	事業を行うために、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者(請負)するために必要な経費をいう。
	委託費	事業を行うために、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者(委託)に委任して行わせるために必要な経費をいう。

別紙 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業） 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
① 循環産業活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、対象国・対象地域にとって新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。 	15
② 3Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。 ● 3Rの推進、廃棄物の適正処理以外の環境負荷低減に貢献し、社会的なインパクトを与える事業か。 	15
③ 国等による国際協力への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省との協力関係の下で実施される、又は沿った事業か。 ● JICA等国の関係機関が行うプロジェクトや我が国地方自治体が行っている国際協力と連携した事業か。共同実施者に我が国自治体が含まれているか。 <p>※公募要領2.（2）事業の実施対象国を参照</p>	20
④ JCMの活用可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施される国がJCM協定を締結済みか。 ● 応募された事業がJCMを活用する可能性が高いか。 	15
⑤ エネルギー起源CO2排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー起源CO2排出量削減に大きな効果を上げられるものであるか。 ● 想定している事業の実施段階において、地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス排出抑制等指針に沿った取組の実施を予定しているか。 	40
⑥ 事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て、調査実施の計画が具体的であり、本業務の事業期間中の達成目標が妥当なものであるか。 ● 事業実施における収支の見通しから見て事業性（採算性）があると見込まれるか。また、期待される収益は十分か。 ● 応募者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。 ● ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。 	40
⑦ 業務実施の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる応募者が、将来的に応募された廃棄物処理・リサイクル事業を実施する法人（事業会社）となることが計画されているとともに、当該応募者が海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか（自己資金の準備等）。 ● 業務を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか。 ● 応募された調査を実施する法人が、調査を実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか（外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要）。 ● 従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。 	15
⑧ 政策的優先課題（環境省による評価）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の政策的課題に合致した、優先的に採択すべき事業か。 	10
合計		170
採点は各項目につき、5点刻み（0点、5点、10点…）の評価とする。		